

令和5年狛江市教育委員会第3回定例会会議録

日 時 令和5年3月10日（金）16:00～16:40

場 所 4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 （議案説明者）

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

学校教育課長 植木 崇晴

教育支援課長 浅見 文恵

社会教育課長 鎌谷 京子

統括指導主事 角田 恒一

傍 聴 1名

1 審議事項

(1) 議案第5号

狛江市就学相談等実施要綱の一部を改正する要綱

(2) 議案第6号

狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱

(3) 議案第7号

狛江市立学校ティーチング・アシスタント事業実施要綱の一部を改正する要綱

(4) 議案第8号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

(1) 狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和3年度事業）について

(2) 令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（2）

教育長

ただいまから、令和5年狛江市教育委員会第3回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員「狛

江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第 5 号「狛江市就学相談等実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、就学相談等の申込みに期限を設けること等、所要の改正を行うものです。詳細は教育支援課長より説明します。

教育支援課長 本件につきましては、就学相談・転学相談を円滑に進め、新年度の 4 月 1 日までに児童・生徒一人ひとりに最もふさわしい就学及び転学先を決定するため、就学相談・転学相談の申込期限を設けるとともに、所要の改正を行うものです。

第 4 条「就学相談等の申込み」の第 3 項において、就学相談・転学相談の申込期限を前年の 10 月までと規定しています。なお、やむを得ない場合の期限後の申込みも想定し、教育長が必要と認めた場合は、この限りでないことを規定しています。また、その他必要な文言整理を行ってあります。なお、本要綱は公布の日から施行することとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 就学相談・転学相談を円滑に進めるための改正ということですが、今年度の相談件数を教えていただきたい。

教育支援課長 令和 4 年度 3 月 1 日現在、申込件数は 179 件となっています。参考までに、令和 3 年度は 189 件、令和 2 年度は 139 件でした。

小川委員 多くの相談が寄せられていることが分かりました。それぞれの相談について、個別に対応するために申込期限を前年の 10 月までとしていることも理解しました。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件（1）議案第 5 号「狛江市就学相談等実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（１）議案第５号を承認します。

次に、付議案件（２）議案第６号「狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱」について、審議します。本件は、狛江市立小中学校に在籍又は就学を予定する医療的ケア児への医療的ケアの実施に関し、必要な事項を定めるものです。詳細は教育支援課長より説明します。

教育支援課長

本件につきましては、令和３年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、市立小中学校に在籍又は就学を予定する医療的ケア児に対し、就学・転学のための手順や、学校において安全に医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものです。

第２条「定義」では、小中学校で行うことができる医療的ケアの内容は、経管栄養、たん吸引、導尿、血糖値管理、酸素療法、人工呼吸器による呼吸管理、人工肛門の管理のほか、教育長が必要と認めた主治医の指示のもとに行われる行為としています。

第３条「対象者」では、小中学校で医療的ケアを実施する児童・生徒は、就学・転学相談の結果、就学支援委員会で狛江市立小中学校への就学・転学が適当と判断された児童・生徒のうち、学校での医療的ケア体制や設備面を鑑み、合理的配慮のもと、教育長が安全に医療的ケアが実施できると決定した者となります。

第９条「医療的ケアの実施」では、医療的ケアは、市から委託を受けた訪問看護事業者の看護師が、主治医の診断書に基づいて行うことと規定し、常態的に医療的ケア体制が維持できることを担保しています。

第１０条「小中学校における安全委員会の設置」では、医療的ケアを安全に実施するため、校長や副校長、養護教諭、学級担任、学校医、受託看護師等で構成される医療的ケア児安全委員会を設置することと規定し、必置としています。

なお、本要綱は公布の日から施行し、令和５年４月１日付けで小中学校に在籍予定の医療的ケア児から適用します。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は令和３年に施行され、ようやく具体化されてきたと思います。３点質問させてください。１点目は、現時点で、来年度、医療的ケア児として対象となっている児童・生徒の状況と人数を教

えていただきたい。

2点目は、医療的ケア児を受け入れるに当たり、関係する教職員の医療的ケアへの理解に関する研修が必要だと思いますが、研修体制はどうなっているのか、どのように理解を促進していくのか、教えていただきたい。

3点目は、医療的ケア児への対応について、学校が困ってしまう事態が起きることも考えられます。その時、学校はどこに相談すればいいのか、学校への支援体制をどのように作っていくのか、教えていただきたい。

教育支援課長 まず、来年度小学校に就学する新1年生が1人、既に在籍している新3年生1人が将来的に自分で医療的ケアを行えるようにするため、医療的ケアを実施することになっています。2人とも導尿に関するケアが必要となっています。

2点目の教職員の研修については、本市では、関係機関及び市の関係部署の連携を推進するため、令和3年度から医師、訪問看護に関わる看護師、保健所職員並びに市の保育、教育及び福祉の担当職員で構成する「狛江市医療的ケア児支援部会」を設置し、研修、情報共有等を図っており、医療的ケア児に関する知識や学校における支援等をテーマとして研修を実施していますので、教職員の参加を促すとともに、様々な機会を捉えて研修を実施していきたいと考えています。

3点目について、医療的ケア児を受け入れる際、学校での混乱を避けるために、第8条第3項「校長は、医療的ケアの実施に当たり、あらかじめ医療的ケア児の保護者、主治医、学校医その他の関係機関との連絡体制を整備するものとする」、第4項「校長は、医療的ケアを実施する看護師と連携を行い、実施マニュアル（緊急時対応を含む）を作成するものとする」、それから、第10条に基づき、実施マニュアル以外の医療的ケアに関する定めや作成したものを関係者と情報共有をすることによって、学校で安全に医療的ケアを行えるよう取り組んでまいりたいと考えています。

佐藤委員 医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校で想定外の事態が起きてしまった場合、学校だけに任せるのではなく、教育委員会として全面的に学校を支援する体制を作っていくことが必要だと思います。今後の支援体制について、さらに検討を重ねていただきたい。

小川委員 教職員の医療的ケアに対する理解はもちろん必要ですが、医療的ケア児を取り巻

く同級生や他の学年の子どもたちも、興味関心を持って医療的ケア児に接する可能性があるため、周りの子どもたちの医療的ケアに対する理解が進むような取組みもしていただきたい。

指導室長 人権教育の観点から、全ての子どもたちに対して、思いやりを持って接するように学校で指導してまいりたいと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りします。付議案件（２）議案第６号「狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（２）議案第６号を承認します。
次に、付議案件（３）議案第７号「狛江市立学校ティーチング・アシスタント事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、ティーチング・アシスタントの活動にゆうゆう教室に通級する不登校等の児童・生徒の支援を追加するため、所要の改正を行うものです。詳細は指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、ティーチング・アシスタントの活動にゆうゆう教室に通級する不登校又は不登校傾向の児童・生徒への支援を追加することにより、派遣要請等の手続きを整理するほか、所要の改正を行うものです。

第１条「目的」については、従来の狛江市立学校に狛江市教育支援センターを追加し、不登校児童・生徒への指導及び支援の更なる充実を図ることとしています。

第２条「活動」については、第５号に、狛江市ゆうゆう教室に通級する不登校又は不登校傾向の児童・生徒への支援を新たに規定するとともに、その他必要な文言整理を行っています。

なお、本要綱は令和５年４月１日から施行することとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 ティーチング・アシスタントの現在の人数、活動の状況とその成果について、教

えていただきたい。

統括指導主事 ティーチング・アシスタントは、現在 25 名で活動しており、基本的には、教職を志している若者が対象となっています。大学 3 年生と 4 年生がほとんどですが、大学 2 年生や、教員免許を取得した大学卒業生もいます。活動としては、各教室に入り、学習に集中できない子どもに寄り添ったりする等の学習の補助を行っています。

小川委員 ティーチング・アシスタント派遣要請書について、活用内容に「クラブ活動・部活動への支援」と記載していますが、検討中の部活動の地域移行等にも活用できるということでしょうか。

指導室長 ティーチング・アシスタントの事業に関しては、部活動の地域移行に派遣する部活動指導員とは異なる位置付けになっております。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りします。付議案件（3）議案第 7 号「狛江市立学校ティーチング・アシスタント事業実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（3）議案第 7 号を承認します。
次に、付議案件（4）議案第 8 号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、学習支援員が授業時間以外でも学習支援を実施できるよう、所要の改正を行うものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件につきましては、地域学校協働活動推進事業の学習支援について、授業時間中のみ実施できる規定となっていました。新たに放課後や休日等、授業時間以外でも学習支援を実施できるよう、所要の改正を行うものです。
第 8 条「学習支援員」の活動について、新たに第 4 条第 3 項第 3 号を加えています。この活動は、「小・中学校の児童及び生徒に対し、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向け、授業時間以外の自学自習等支援」になります。また、その他必要な

文言整理を行っています。なお、本要綱は公布の日から施行することとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 要綱の提案理由として、「授業時間以外でも学習支援を実施できるよう」となっていますが、具体的な学習支援のイメージがあれば教えてください。

社会教育課長 現在は調整中ですが、狛江第五小学校から放課後に学習支援を実施したいという要望があります。協定を結んでいる成城大学の教職課程を取っている学生さん等に御協力をいただいきながら、学習支援を実施していきたいと考えております。

小川委員 狛江第五小学校の事例から他の学校への広がり期待しています。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りします。付議案件（４）議案第８号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

教育長 それでは、付議案件（４）議案第８号を承認します。
事務報告１「狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和３年度事業）について」、報告を求めます。

学校教育課長 本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、令和３年度に実施した事業に対する自己点検及び評価の結果をまとめたものです。

自己点検及び評価の結果に加え、結果の公表に当たっては、狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則第５条に、あらかじめ教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会の意見を聴かなければならない旨、規定していますので、審査委員会の答申を５８ページ以降に併せて掲載しています。

「教育委員会が行う自己評価」について、Ａ～Ｄの４段階評価とし、「計画期間終了時点における到達目標」を計画期間終了時である令和６年度までに目指し、Ａ

評価とする評価基準としています。

評価の結果について、A評価が1事業、B評価が50事業、C評価が2事業となっています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業評価について、昨年度は一律で「C※」としていましたが、今年度は縮小・代替実施は「B※」、未実施は「C※」と、より取組みの実態が分かるよう整理し、C評価の2事業はいずれもこれに該当します。また、D評価はありません。各項目の自己評価や答申については、今後の事業の推進に役立ててまいります。

なお、本報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、議会へ提出することとされていますので、議長報告後、各議員に送致します。

教育長 次に、事務報告2「令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(2)」について、報告を求めます。

学校教育課長 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。なお、学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されていません。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 事務報告1について、評価報告書の取組内容や今後の課題・方向性に、説明を受けている令和5年度予算の内容が反映されていません。例えば、11ページの笑育の見直し・廃止や、14ページのTGGの活用として小学6年生への拡充、17ページのアウトリーチ活動に合わせて過去に実施していたガラコンサートの復活等の整合性について、どのように考えていますか。

学校教育課長 この報告書はあくまでも令和3年度の計画に対する自己評価になります。実施計画については、自己点検や審査委員会の評価結果を踏まえて、毎年度ローリングをしており、令和5年度の予算措置については、令和5年度のローリングに反映させ、令和5年度以降の計画を見直すこととなります。

森委員 学校評価を積極的に活用し、今後の教育活動の充実を図っていただきたい。

佐藤委員 3-2-1 情報機器やデジタル教材等の活用について、目標を達成したことからA評価となっています。今後 ICT がさらに進んでいくと思われる中で、A評価から先へどのように進めていくのかについて、教えてください。

指導室長 タブレット端末を活用した反転学習や、新しい授業スタイルの活用事例等を各学校で共有し、タブレット端末を通して家庭と学校のシームレス化を図り、タブレットの有効活用を支援していきたいと思っております。今後、学習状況あるいは作品等をポートフォリオ化して活用するような方向性に推進していければと思っております。

佐藤委員 3-2-2 学校図書館の積極的な活用について、伺います。学校図書館は探究的な学び場になっているということが学習指導要領で示されています。狛江市の学校図書館の探究的な学びに対する活用の状況を教えてください。

指導室長 各学校の取組みとしては、図書館を情報活用センターの形で利用したり、総合的な学習時間等における調べ学習等に利用したりしています。また、子どもたちはタブレット端末でクラウド型のウェブで提供されている百科事典等を活用し、図書館とタブレットを併用した形で、子どもたちと学校図書館との関係も図っております。

図書館長 学校図書館の支援を今でも行っています。子ども読書活動推進計画を図書館協議会で進捗管理をし、評価をしている状況です。学校図書館の支援が今後進んでいくように、市図書館と連携しながら進めていきたいと思っております。

佐藤委員 子どもが自ら学校図書館あるいは市の図書館等へ出かけて、自分の課題を解決していくという学びが定着していくことが大事だと思います。そのためには、学校図書館を含めた図書館機能の活用をぜひ検討していただきたい。

教育長 他に質問等、何かありますか。なければ、以上をもちまして、令和5年狛江市教育委員会第3回定例会を閉会します。